

春日井市建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格実施要領

(目的)

第1条 この要領は、春日井市が発注する建設コンサルタント等業務（以下「業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 最低制限価格制度の対象とする業務は、競争入札に付す業務のうち、設計金額が100万円を超える測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次項に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項の最低制限価格の算定に当たり必要な額は、予定価格算出の基礎となった別表の項目1から項目4までに掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項の算定において各業種区分により算定した額が、別表の当該業種区分における上限額を超える場合は当該上限額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、同下限額に満たない場合は当該下限額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を、前項の算定において当該業種区分により算定された業種区分の項目1から項目4までに掲げる額に替えて算定するものとする。
- 4 前2項の規定により複数の業種区分を最低制限価格の算定対象とする場合、各業種区分において算定された額の合計額とする。
- 5 特別なものについては、前4項の規定にかかわらず、10分の8から10分の6まで（測量業務にあつては10分の8.2から10分の6まで、土木関係の建設コンサルタント業務にあつては10分の8.1から10分の6まで、地質調査業務にあつては10分の8.5から3分の2まで、補償関係コンサルタント業務にあつては10分の8.1から10分の6まで）の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札公告文又は指名通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、入札参加者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格の公表については、当該入札の開札後速やかに行うものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月16日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をする契約について適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をする契約について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をする契約について適用する。